

(別紙)

「監査・保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告(中間報告)」の改正について」(公開草案)に寄せられた主な意見の概要と当協会の考え方

No.	意見の概要	当協会の考え方
1	<p>見積例で示された監査時間数の信頼性に欠ける。監査の質を維持していく上でも、約2倍の監査時間の増加数に監査人側も対応できるのか疑問である。見積例の時間数だけが独り歩きし、監査報酬の大幅な増加につながる恐れがある。</p>	<p>本研究報告に示された見積例の監査時間は、一定の前提条件の下に積み上げたものです。</p> <p>本研究報告の目的は、被監査会社の状況に応じて、必要な作業を積み上げ、監査時間を見積もる場合の考え方及びその過程を示すことにあります。被監査会社の規模に対応させた標準監査時間を示そうとしているのではなく、また、内部統制監査や四半期レビューの導入によって標準的に監査時間が何割増加するかを示そうとしているわけでもありません。このことは、本研究報告の中で「標準監査時間を示すものではない」、「被監査会社の固有の状況を具体的に勘案し必要な修正を行った上で利用されることを予定したものである」等々の文言を記載することにより明らかにしています。</p> <p>(「2.本研究報告の利用目的」おわりに)参照)</p>
2	<p>監査時間の見積例を示すには、各々の作業についての標準時間を示す必要がある。</p>	<p>監査基準が改訂される過程で「通常実施すべき監査手続」が廃止されたとおり、リスク・アプローチに基づく監査においては、一律に適用できる定型的な監査手続の組合せやその適用方法が予め決まっているわけではありません。規模、業種、内部統制の整備状況等の企業の状況に応じ、ケースバイケースで監査手続を決めることとなります。たとえ将来、実証研究を積み重ねたとしても、無限にあるケースそれぞれに対して標準作業や標準作業時間を示すのは、企業の準備状況や必要な資料等が速やかに提供されるか否かによっても大きく影響を受けることもあり、現実的ではありません。ただし、監査時間見積りの信頼性を高めるための努力は必</p>

No.	意見の概要	当協会の考え方
		<p>要であり、監査時間を見積もる場合の考え方及び過程を示すことによって、監査人が被監査会社へ監査時間の見積りを説明する際の共通のツールとなり、監査の透明性の向上に寄与するものと考えられます。</p>
3	<p>改正前の研究報告と比較し、監査時間の増加数が多すぎる。制度が始まっていない現段階で内部統制監査や四半期レビューを含めた監査時間を示すのは時期尚早である。</p>	<p>内部統制監査や四半期レビューの導入によって標準的に監査時間が何割増加するかを示すことが本研究報告の目的ではありません。本研究報告の中で、内部統制監査や四半期レビューの導入によって標準的に監査時間が何割増加するかは全く示されていません。</p> <p>(「 2 . 本研究報告の利用目的」参照)</p>
4	<p>財務諸表監査と内部統制監査の一体監査及び年度監査を前提とした四半期レビューによる監査の効率化を強調すべきである。</p>	<p>金融庁が示した「内部統制報告制度に関する11の誤解」では、「内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が一体となって効率的・効果的に実施」されるため、監査コストの増加は軽減できるとされています。本研究報告の見積例においても、そのような留意事項は強調されており、監査の効率的・効果的实施を図るため、監査計画の一体的作成や、監査証拠の相互利用はもちろん、可能な限り経営者の評価手続を利用することを前提に見積りを行っています。</p> <p>また、四半期レビューについても「四半期レビュー基準」及び「四半期レビューに関する実務指針」に従って、質問及び分析的手続を基本とする限定的な手続の実施を前提に監査時間を見積もっています。「四半期レビュー基準」等の趣旨と大きな乖離があるとは考えていません。</p> <p>(「 2 . 監査時間の見積りに影響を与える諸要因」、「 3 . 監査の効率化」参照)</p>

No.	意見の概要	当協会の考え方
5	<p>監査時間の十分性の議論の前提となる見積例は監査に直接要する時間について検討されるべきであり、「協会による品質管理レビュー等への対応」や「監査契約」の締結等については、間接的なものであり見積例から除外すべきである。</p>	<p>本研究報告の「監査業務の質を確保する観点から実際の監査時間の見積りに際して会員の実務の参考に資する目的」の達成には、必要な作業と考えられます。</p>
6	<p>それぞれの業種の特殊性を踏まえた、業種別の見積例を示してほしい。</p>	<p>本研究報告の目的は、被監査会社の状況に応じて、必要な監査時間を積み上げ、監査時間を見積もる場合の考え方及びその過程を示すことにあり、標準監査時間を示すものではありません。</p> <p>本研究報告では、製造業を営む会社をモデルとしていますが、企業の属する産業の特性やそれが財務諸表に及ぼす影響等に配慮することにより、他の業種の監査時間の見積りにおいても十分参考になるものと考えられます。</p>
7	<p>監査は個々の企業の状況及び各監査法人の効率性に向けた工夫に応じて行われるものであり、見積例としても具体的な時間を示すことは控えるべきである。</p>	<p>標準監査時間を示すことが本研究報告の目的ではありません。しかしながら、具体的な時間数を示さずに単に見積例の様式を示すだけでは、見積りの過程や考え方を伝えるのに不十分なため、見積例には具体的な時間数を入れるべきと考えられます。どの時期に作業を実施するのか、誰が何時間作業するのか、さらにその結果を監査調書として文書化するためにどの程度の時間を要するのかを見ながら説明を読むことによって、見積りの過程や考え方を格段に理解しやすくなるからであります。</p>
8	<p>監査人側は、企業側に監査内容及び監査時間について明確な説明を行うべきである。</p>	<p>本研究報告の「おわりに」に示されているとおり、会員に対し「監査時間の内容について被監査会社等の利害関係者に対して理解と同意を得られるように明確に説明し、監査業務の質を維持するために必要な監査</p>

(別紙)

No.	意見の概要	当協会の考え方
		時間を確保できるよう努力されること」を期待しています。本研究報告が有効に利用されることを望むものであります。  (「 おわりに」参照)

以 上